

「須崎港の明日を考える会」設置要綱（案）

（名称）

第１条 本会は、須崎港の明日を考える会（以下「考える会」という。）と称する。

（目的）

第２条 考える会は、須崎港が抱える課題を整理し、港を核とした今後の須崎市の街づくりと須崎港港湾計画改訂に向けて、進むべき方向性を検討することを目的とする。

（検討事項）

第３条 考える会は、前条の目的を達成するため、須崎港の利用促進や必要な港湾の整備等にかかわる次の事項について意見交換を行う。

- （１）高知港との連携や役割分担について
- （２）富士ヶ浜の養浜と活用について
- （３）津波防波堤作業ヤードの跡地利用について
- （４）津波等による防災対策について
- （５）その他須崎港の有効活用のために必要な事項

（組織）

第４条 考える会のメンバーは、別表－１に掲げる者で構成する。

２ 第２条の目的を達成するため、必要に応じて前条の検討事項に関する専門部会を設置することとし、そのメンバー構成等は、考える会で定めるものとする。

３ 考える会は、特定の事項を検討するため、必要があるときは臨時のメンバーを出席させることができる。

（座長）

第５条 考える会には、座長を置き、メンバーの互選によってこれを定める。

２ 座長は会務を総理し、考える会を代表する。

３ 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名するメンバーが、その職務を代理する。

（会議）

第６条 考える会は、座長が招集する。

２ メンバーはやむを得ない理由により考える会に出席できないときは、その権限を代行できる者を代理人として出席させることができる。

（事務局）

第７条 考える会の事務局は、別表－２のとおり置く。

（雑則）

第８条 この要綱に定めるもののほか、考える会の運営に関し必要な事項は、座長が考える会に諮って定める。

（付則） この要綱は、平成２２年９月 日から施行する。

別表-1

「須崎港の明日を考える会」メンバー

組織及び職名
(社) 須崎埠頭協会 会長
白石工業(株)土佐工場 工場長
須崎港振興協会 会長
須崎木材工業団地 理事長
住友大阪セメント(株)高知工場 工場長
日鉄鉱業(株)鳥形山鉱業所 所長
錦浦漁業協同組合 組合長
須崎町漁業協同組合 組合長
須崎釣漁業協同組合 組合長
NPOまちづくり須崎 理事長
四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所 所長
高知県 土木部 港湾振興課 課長
高知県 土木部 港湾・海岸課 課長
高知県 土木部 須崎土木事務所 所長
須崎市 副市長

別表-2

「須崎港の明日を考える会」事務局

高知県 土木部 港湾振興課	ポートセールス担当
〃	港湾・海岸課 計画担当
須崎市	建設課
四国地方整備局	高知港湾・空港整備事務所 企画調整課